

平成二十年六月二日提出  
質問第四六五号

外務省においてかつて存在したと言われている裏金組織「ルールブル委員会」についての質問に  
対する同省の不誠実な対応等に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省においてかつて存在したと言われている裏金組織「ルーブル委員会」についての質問に

対する同省の不誠実な対応等に関する再質問主意書

一九八八年頃まで在モスクワ日本大使館で存在すると言われてきた、任国の法令に違反する形で大使館員の私用車をルーブルで売却し、外貨に換金する「ルーブル委員会」なる裏金組織につき、外務省内で行われた聞き取り調査（以下、「調査」という。）についてこれまで数度に亘り質問をしてきたが、これまでの答弁書では何ら明確な答弁はなされてこなかった。「前回答弁書」（内閣衆質一六九第三七七号）でも外務省は「調査の内容については、記録は作成しておらずお答えすることは困難である。」と、「調査」についての記録を作成していないことを、「ルーブル委員会」に関して明確な答弁が出来ない理由としている。右を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書及びこれまでの質問主意書で、「調査」が行われたと思われる二〇〇五年十月十一日から同月二十一日の期間に、「調査」の対象となった、当時在ロシア日本国大使館で勤務していた職員のうち、外務省HP等にその氏名が掲載される、幹部の任に就いていた者はいるかと重ねて問うたところ、「前回答弁書」でもこれまでの答弁書同様、何の回答もなされていない。右の質問は、「調査」について

の記録の有無とは何ら関係のないものと考えるが、外務省が右の質問に答えない理由を明らかにされた  
い。

二 前回質問主意書及びこれまでの質問主意書で、二〇〇五年十月十一日から同月二十一日までの期間に、  
外務省大臣官房長、監察巡察官、官房審議官、官房参事官、大臣官房長補佐、大臣秘書官、考査・政策評  
価官、総務課長、人事課長、調査官、情報通信課長、会計課長、在外公館課長の大臣官房幹部の職に就  
ていた者の氏名を重ねて問うているが、「前回答弁書」でも何の回答もなされていない。右の質問は、  
「調査」についての記録の有無とは何ら関係のないものと考えるが、外務省が右の質問に答えない理由を  
明らかにされたい。

三 適切な定義如何。

四 十分の定義如何。

五 二〇〇五年十一月三十日に行われた衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、鈴木宗男衆  
議院議員の「ループル委員会」についての質疑に対して原田親仁欧州局長は、「この問題は、既に組織と  
して十分に調査した上で、閣議決定を経た答弁書でお答えしてあるわけでございます。」と、「調査」は

外務省において十分に行われたとの答弁をし、また「前回答弁書」で外務省は「外務省としては、調査は適切かつ十分に行われたと考えている」旨答弁している。しかしこれまでの答弁書にある様に、そもそも「調査」は文書として記録されておらず、その担当責任者が誰かも明らかにされず、更には、現職の外務事務官でありながら、「ルール委員会」の存在を公の場で訴えている佐藤優氏がその対象に含まれていない。国民からすれば、「調査」が一体どの様に行われたのが全く不透明であるのに、原田局長及び外務省が「調査」は適切かつ十分に行われたと主張する根拠とは一体何なのか、説明されたい。

六 外務省は、「ルール委員会」に関する佐藤氏の言動は全くのデタラメで、ウソを言っているものと考えているか。

七 佐藤氏が「ルール委員会」の存在を公の場で訴えることは、外務省の名誉を毀損するものか。外務省の見解を明確に述べられたい。

八 外務省の名誉のためにも、「ルール委員会」という裏金を作る組織がかつて在モスクワ日本大使館に存在し、不法な形で裨益していた大使館員がいたということを公の場で訴えている佐藤氏に対して、外務省から聴取し、然るべき注意、処分をすべきではないのか。

右質問する。